

# The dark side of the Wajima local Market revealed by the regional collective trademark (1) -Wajima, a pandemonium district-(1)

|       |                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2022-03-25<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: Otomo, Nobuhide<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.24517/00065572">https://doi.org/10.24517/00065572</a>                           |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇(1) — 輪島で今何が起きているのか？(1) —

The dark side of the Wajima local Market revealed by the regional collective trademark (1)  
- Wajima, a pandemonium district (1) -

大 友 信 秀

### 1. 本稿の目的

#### (1) 地方にはびこる法的無知の害を明白にすること

大衆レベルで、法意識が極めて低く、法的規律を無視する地域がある。世界的に見れば、現在のアフガニスタンは、法が施行されていない地域の典型として認識できるだろう。また、国連安保理決議に違反し続ける北朝鮮もこのような地域であると認識できる。

日本国内については、すべての地域で違法意識が確認できると考えがちであるが、じつは、そうではなく、違法状態の認容が大衆レベルにとどまらず、地域を支える役割を担うはずの団体や地域の情報を公平に発信する役割を担う新聞等のマスコミにも及んでいる場所がある。

本稿では、筆者が経験した石川県、とりわけ輪島市を中心とする日常的違法状態について事実を紹介し、このような状態が現在の日本にも存在することを確認する。

#### (2) 法的無知を利用する者を白日の下にさらし、地域をこのような者から救い出すこと

上述のように、違法状態が放置された地域の現状を確認した上で、このような状態にさらされ続けている住民の苦難を理解し、そのような者らを救い出す方策を検討する。

### (3) 法的無知を利用した地域支配に関わっている法律家に自覚を促し、地域住民の信頼を取り戻す自覚を持たせること

上述の違法状態創出には、残念ながら、法律家の関与が大きく影響している。このような法律家の関わりについて、それら関与した者の行為の客観的意味を明示し、関与者の自覚を促し、また、将来関与する可能性のある者らに警鐘することで、同種の被害が地方から消滅すること、その結果、法律家への信頼を再びそのような地域に取り戻すことが本稿の目的である。

## 2. 「輪島朝市」の商標出願が妨害されてきた経緯

### (1) 輪島市朝市組合の挑戦と、これを妨害する行為

「輪島朝市」という地域団体商標の出願は、令和3年10月までなされなかった。この間、輪島の朝市に出店する者らで構成する任意団体である輪島市朝市組合の理事会は、遅くとも平成28年から地域団体商標取得に向けた準備を開始し、地域団体商標取得のための出願費用等の予算化についても、平成31年の通常総会に諮ったことがある。

しかしながら、平成31年の予算議案は、一部の組合員らによる反対を受け、この後、現在まで、同組合内で商標取得の提案が行われることはなかった。この平成31年の総会の際に、理事会提案に反対する組合員が持ち出した反対理由は、地域団体商標取得のために出願主体となれる法人を設立することが必要になるが、これに賛成できないとのことだった。

地域団体商標について定める商標法7条の2は、任意団体を地域団体商標の登録主体と認めていない。このため、当時の組合理事会は、当面、道路使用等に関するこれまでの主要業務に関しては、任意団体のまま対応し、地域団体商標取得のために、別途、法人を設立し、商標出願することを提案した。しかしながら、地域団体商標取得のための予算提案に反対した者らは、地域団体商標の取得自体には反対しないとしながら、法人設立には賛成できないとして、地域団体商標取得への提案自体を組合の決定として成立させなかった。

た。この際、反対した者らは、当時の理事会の提案とは別の地域団体商標を取得する対案を示すことはなかった。

その後、反対した者らが、任意団体である組合の実権を掌握することとなり、すでに2年が経過した。令和3年4月には、パンデミックが拡大する中、組合員の高齢化が進んでいるにもかかわらず、前年には、パンデミックを考慮して書面で行われた総会が、さらに感染が拡大している中、対面で行われたが、ここでも、商標出願に関する提案は一切なされなかった。

## (2) 突如湧き出た出願話

上述のように、断念されたかに見えた「輪島朝市」の地域団体商標が出願されたとの報道が、令和3年10月9日、石川県の地方新聞である北國新聞及び北陸中日新聞によってなされた<sup>1</sup>。そこでは、輪島商工会議所が前日の8日に、法人格がないため出願資格のない任意団体である輪島市朝市組合の依頼を受け、地域団体商標である「輪島朝市」の出願を特許庁に行ったとされている。

8日に朝市組合の理事会が開催され、地域団体商標登録を会議所に委託することを賛成多数で承認したことも記載されている。また、北國新聞の取材に「富水長毅組合長<sup>2</sup>」が対応したことも記されている。

なぜ、突然、これまで2年間、任意団体である組合の構成員に対して、一度も提案のなかった地域団体商標の出願が行われることになったのか。ま

---

1 北國新聞令和3年10月9日41面（見出し：「輪島朝市」商標を出願、会議所、組合の依頼受け）。北陸中日新聞にも、同様に、なんの疑問もなく、商工会議所が任意団体のために地域団体商標を出願したとの記事が掲載された。その後、特許庁の出願公開により、輪島商工会議所の出願が同日に実際になされていたことが判明した（商願2021-125627。出願代理人は、原田貴史、和田吉民、鬼澤正徳の3名。）。

2 現在の組合長が誰かについては、後述の通り不明であり、組合HPに表示され続けている小林政則氏と異なる人物が地元新聞では組合長とされていることを示すために、富水氏については本名を表示する。また、以下敬称を省略する。

た、なぜ、それが朝市の出店者と直接関係のない輪島商工会議所によって行われることになったのか、任意団体である組合の構成員に対して、事前に相談はなかった。

### 3. 違法手続きを自ら認める商工会議所と、これに疑問を示さない地方新聞の不思議

#### (1) 輪島商工会議所は出願及び登録主体たり得るのか<sup>3</sup>

任意団体であり法人格を有しない、輪島市朝市組合には、地域団体商標の出願資格はない。そのため、輪島商工会議所に出願を依頼したと報道されているが、果たして、輪島商工会議所による出願が認められるのであろうか。

地域団体商標の出願資格を定める、商標法7条の2は、「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合…は、その構成員に使用させる商標であって、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己またはその構成員の業務に係る商品または役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、…地域団体商標の商標登録を受けることができる。」と規定する。

したがって、輪島商工会議所が地域団体商標の出願及び登録主体としての要件を満たすためには、①輪島商工会議所の構成員が輪島朝市に出店し、②「輪島朝市」という商標を継続使用してきた事実、③「輪島朝市」という名称が商工会議所自身もしくはその構成員の業務に係る商品または役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることが必要になる。

輪島商工会議所と、輪島市朝市組合は、別団体として活動してきており、構成員もほとんど重ならない<sup>4</sup>。したがって、上記①、②を満たさない。した

3 [https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/t\\_dantai\\_syouhyo.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/t_dantai_syouhyo.html)

4 輪島商工会議所が、自らの構成員に使用させる目的で本件商標を出願したのでないことは、後述の令和3年10月5日付け書面において、商工会議所による取得が一時的なものであり、費用負担も自身であることを予定していないとしているところに明確に表れ

がって、「輪島朝市」に触れる需要者で、これを商工会議所のものと認識する者は皆無であろうから、③も満たすことはない。

このように、出願及び登録主体としての要件を満たさないにもかかわらず、すでに出願をしたということは、二つの点で重要な問題をはらむ。

一つは、地域団体商標を含む商標の専門家に相談してそのような行為を行ったのか、という点である。もし、専門家に相談せずに行ったのであれば、報道によれば100万円とされる出願費用を支払う行為について、構成員に対する善管注意義務が問われるであろうし、専門家に相談してそのような行為に至ったとすれば、そのような行為の違法性について説明しなかったその専門家の責任が問題となるからである<sup>5</sup>。

なお、輪島朝市という名称は、役務を示すものであると同時に、そこで継続して事業を行ってきた者らを示す著名な名称にも該当する。商標法は、4条1項8号で、他人の名称や著名な略称を含む商標の取得を原則禁止しており、また、登録の条件としてその他人の承諾を要求している。現在、輪島朝市という名称で事業を行っていたり、輪島朝市がその名称や著名な略称となっている者には、任意団体である輪島市朝市組合と特定非営利法人輪島朝市

---

ている。

- 5 令和3年10月9日の北陸中日新聞は、出願時に約100万円、登録時に約42万円の費用がかかり、これらは商工会ではなく組合が負担すると富水組合長が述べたとしている。また、同内容が作成日及び配布日不明の「理事会における議決事項の報告について」とする文書によって、組合員に通知されている。同文書では、出願費用について、出願時に税抜き100万円（うち、印紙代と思われる額132,400円、出願資料作成費とされる額857,600円）及び登録時に税抜き423,000円が計上されている。同文書の出願時の印紙代及び登録時の費用を計算すると、商工会議所が出願した区分数は15ということが判明する。なお、特許印紙代にさらに消費税がかかることはないため、同文書が税抜きとしている表記は誤りである。さらに、不自然なのは、出願時の資料作成費が100万円からちよほど特許印紙代を引いた額になっている点である。いずれにしても、会計監査に耐える説明とはなっておらず、団体の運営に責任を持つ役員が作成した正式文書であるとするとは極めてずさんな表記であると言わざるを得ない。

の二つがある（なお、前者については任意団体であるため、法的に「他人」と認められるかが別途問題となる。）。<sup>6</sup>

そして、輪島市朝市組合では、このような重要事項にもかかわらず、総会で組合員に事前の提案はなく、したがって、出願から現在まで、組合としての承諾はないままであり、特定非営利法人輪島朝市は、独自の商標出願を行っていることから、輪島商工会議所への承諾はあり得ない。

輪島商工会議所の出願は、そもそも商標法7条の2第1項を満たさないものであるが、上記のように、4条1項8号の他人の承諾を得ていない出願にも該当するものであり、何重にも出願要件を欠くものとなっている<sup>6</sup>。

## (2) 地域団体商標は譲渡可能なのか

「輪島朝市」という地域団体商標は、輪島商工会議所によって出願された。報道によれば、輪島商工会議所の出願は、任意団体である輪島市朝市組合の依頼によるものであるとしている。

自らもその構成員も使用する予定がない商標の出願を他者から依頼されたから出願したという時点で、地域団体商標のみならず、商標全般に対する出願資格を否定されてしまうことになるが、輪島商工会議所は、さらに、『「輪島朝市」地域団体商標取得に関する要望書提出に対するご回答について』と題する令和3年10月5日付け輪島市朝市組合組合長宛ての書面において、輪島商工会議所専務名で、「輪島朝市」商標の会議所による取得は一時的なものであり、依頼主の準備が整いしだい移管するとしている。また、一時的なものであることから、一切の経費はすべて朝市組合に負担していただきたいとの記載もある点も、商工会議所が「輪島朝市」商標の使用を完全に予定し

---

6 このような出願要件を欠く、したがって違法な出願に対しては、特許庁にそのような理由を通報するための、情報提供制度が用意されている（商標法施行規則第19条）。輪島商工会議所の出願のように、商標法3条、4条、7条の2の要件を満たさない出願について、その旨、通報することにより、未然にその登録を防ぐことができる。

ていないことを示す明らかな根拠となっている。

地域団体商標の譲渡は、商標法24条の2第4項において、明確に禁止されており、一般承継を除きこれを行うことはできない。

したがって、上記商工会議所専務名になよる書面は違法行為を約束するものであり、商標登録を適法に実現することは不可能である。

#### 4. 報道の矛盾、遵法意識の欠如

##### (1) 地域団体商標の専門家がどこにも表れない不思議

輪島商工会議所による「輪島朝市」の地域団体商標は、すでに出願されており、同出願費用として約100万円が支払われている。特許訴訟でもないのに、これほどの金額が出願時に必要となる説明として、令和3年10月8日付け輪島市朝市組合組合長富水長毅名で作成及び配布された『『輪島朝市』地域団体商標取得について』と題する文書では、提出書類として100～150頁の書類作成が必要になる旨が説明されている。

このような点から、出願には、地域団体商標実務を知る弁理士が関わっていることが明らかであり、今回の出願の法的意味については、この者に尋ねるのが簡便であると考えられるが、報道及び当事者の作成した書面にはどこにも表れない。

また、地域団体商標を含む商標一般の専門家として北國新聞及び北陸中日新聞に認知されている筆者にも、この件に関して、まったく取材や相談等は無かった<sup>7</sup>。

---

7 北國新聞は、令和3年8月11日に、社会面の3分の2を使用した「ルビーロマン『韓国で流通』2年前に商標登録」と題する記事で、商標登録の専門家の意見として、筆者の意見を掲載しており、北陸中日新聞も、平成27年の新年特別号で地域ブランディングに関する専門家として筆者を取り上げている。



## (2) 地域団体商標とはまったく関係ない主張を行う弁護士のコメント

「輪島朝市」商標の一連の記事に、唯一専門家として紹介されたのは、組合から相談を受けたとされる金沢弁護士会の柴田未来弁護士の「商標については先願主義が取られており、先に出願した方が優先される。NPO側の登録は認められない」との見解であった。

地域団体商標については、上述のように、そもそも出願資格を満たさない者の出願は認められず、したがって、商工会議所が先に出願したかどうかは問題とならないし、出願資格を満たす者が複数いる場合には、商標法4条1項10号により、すべての者が共同して出願することが必要となるため、仮に出願資格を満たすNPOが商工会議所の後から出願した場合には、少なくともNPOは出願人としての資格を保持するため、上記柴田弁護士の見解は、地域団体商標が問題となっている「輪島朝市」商標の出願には当てはまらず、新聞購読者の正確な理解を妨げる極めて不適切な内容となっている。このような見解が同弁護士の意図とは異なり掲載されたのであれば、専門家としての信用を大きく害するものとして、取材記者及び新聞社に対して厳しく抗議すべきものと考えられるが、現在のところ、訂正記事等はない。

## (3) 偏向報道と受け取られても仕方がない報道を続ける地方新聞

北國新聞及び北陸中日新聞は、本件において、輪島市朝市組合が任意団体であり、そもそも地域団体商標の出願資格を有していないこと、反対に、NPOが出願資格を有していることも認めている。それにもかかわらず、現在の輪島市朝市組合を実効支配する者らが地域団体商標取得の準備を怠ってきたことに対する説明はまったくなく、「輪島朝市」商標の使用にまったく関係ないことを自認している商工会議所を巻き込んだことを当然のこととしている。

また、輪島商工会議所が書面で、自らが「輪島朝市」商標を取得することがないと自認しており、したがって、同商工会議所が違法な出願を行うこと

を自認しているにもかかわらず、同文書作成日との関係から、これらの事実  
に接していることが確実である上記2紙は、このような違法性についてはま  
ったく触れず、したがって、輪島商工会議所による出願が問題ないかのよう  
な報道をしている。

さらに、上記2紙は、輪島市朝市組合の令和3年通常総会において、新理  
事の承認が総会の多数によって保留されたこと、そして、その後定款に従っ  
た承認が行われていないことを認識している<sup>8</sup>。したがって、新理事から新組  
合長として選出されたとする富水長毅も、現在まで、総会に承認されておら  
ず、少なくとも正式な承認手続きを欠いていることを把握しているにもかか  
わらず、一貫して組合長と紹介してきた。

このような上記2紙の報道姿勢からは、真実を客観的に中立な立場で報道  
しようとする態度がまったく見られず、かえって、地域団体商標や商標制度  
に詳しくない読者に間違った知識を与えてしまうものとなっており、情報を  
地方新聞に頼っている、また、頼りたいと考えている購読者への裏切りと評  
価できる。

## 5. 違法行為に加担する輪島商工会議所

### (1) 朝市に介入する輪島商工会議所

輪島商工会議所が、朝市組合を実効支配する者らに加担したのは、今回が  
初めてではない。輪島商工会議所は、現在の実効支配者が朝市組合理事の過  
半数をとるため、朝市組合が自律的に行うべき理事選挙に介入した<sup>9</sup>。これに

---

8 北陸中日新聞、令和3年5月23日18面（「昨年9月の理事選挙結果の承認には組合員か  
ら待ったがかかった。後日、…総会出席者の半数以上の署名を集めて組合長が承認した  
ことで決着する一幕もあった。」）参照。総会外で以前の総会出席者の半数以上の署名を  
集めたことが総会の代替になるなどという規定は、朝市組合の定款には存在しない。

9 輪島商工会議所が、道路使用許可権限を有する輪島市長の名前を上げることで、実質  
的に輪島市朝市組合が介入を拒否できないようにした、申入書については、添付資料1  
として引用する。また、これに対して、多くの法的問題点があることを指摘した筆者作

より、朝市組合は、規約を変更してそれまでと異なる選挙方法に従うこととなり、現在の理事構成につながっている<sup>10</sup>。

## (2) 違法行為を助長するのはなぜか

さらに、今回は、違法な商標取得に加担しており、なぜ、このような異常な介入が続いているのだろうか。

前回の輪島商工会議所の介入による輪島市朝市組合の規約変更は、輪島商工会議所による他団体への圧力以外の何ものでもない。また、今回は、商標法で認められない行為、したがって、出願が認められず、労力及び費用が無駄になる行為に組合員の財産約100万円を支払わせるという決定を行った。特許庁が出願を認めないことが確定した場合、輪島商工会議所も100万円の支払いに対する求償責任を追及されると予想されるが、果たして、そのような事態への対応の準備はできているのだろうか。なぜ、ここまでの危険を冒して、他団体を害する行為<sup>11</sup>を続けるのか、論理的な理解は不可能である。

## (3) 不可思議な輪島市の介入

輪島商工会議所による輪島市朝市組合へのしつような介入が論理的に理解しがたいのに加え、同様に理解しがたい介入を行っている機関が輪島市にはもう一つある。それは、輪島市そのものである。

輪島商工会議所が上述の圧力を加える申入書を渡していた、まさに同時期

---

成の見解書については、添付資料2として紹介する。

10 輪島商工会議所の介入により、規約変更がされたことについて、令和2年1月22日北國新聞（「(選挙方法を変更しろとの輪島商工会議所会頭の申入書が読み上げられ、)最終的に規約を変更して総会で選挙を行い、新理事を選ぶことを決めた。」)参照。

11 輪島商工会議所が行かせた規約変更により、実効支配が可能になった者が現在の違法行為を行っているのであるから、輪島商工会議所は、どこまで主体的に関わったかは別として、これらをすべて予想しており、今はまた容認していると評価されても仕方がないであろう。

に、輪島市の山下産業部長（当時）が、輪島商工会議所会頭とともに輪島市朝市組合の小林組合長に会っていたことが判明している。このことは、令和2年2月3日に行われた輪島市の2月定例議会全員協議会<sup>12</sup>でも質問されているが、山下部長は、「朝市の小林組合長と商工会議所の久岡会頭と私は、たまたま同級生でございますので、プライベートな立場として、今の朝市問題について何かお手伝いできることはないかというところで、3人でふらっと訪夢の会議室に集まって話をしたことがございます。」と答弁し、このことを認めている。これに続き、質問した議員から、「そうしたら、その席上で理事1名を解任せよと。裁判は、和解でこれ以上話は大きくしないから理事1名を解任せよというような発言もあったやに伺ったんですけれども、僕は確認した上でしゃべっているつもりでいるんだけれども、その後その話がうまくまとまらなかったときの次の新聞で組合長と理事1人の解任と除名された組合員の2名の復帰させることによっての和解だということで弁護士さんが言われたことが新聞に載ったんですけども、そんな話をやっていませんか。」と聞かれたことに対しては、「先ほど申し上げましたが、あくまでもプライベートな立場でのお話でしたので、外で申し上げることは、できませ

---

12 なお、同定例議会全員協議会の際、漆谷豊和議員（現在、輪島市市議会副議長、自民党輪島支部幹事長）が、「朝市組合の顧問をしている金沢大学の友大教授。先般からのいろいろなマスコミ報道に対して、輪島市経済団体協議会会長名による申出書を令和2年1月17日付に関する見解とかっていうこういう文書があるのですが、ここに市長の商工会議所の新年会における発言とか、そういうものが載っているんですけども、まあ、この大学の教授、私も1回面識があって、朝市組合の総務委員長と称する人と一緒に現れて私もトラブって『訴える』って言われて『それなら訴えるなら訴える。こっちには街宣車を出す』ってのがあって、ま、余談ですけども、そういうこともあったんですけども」と発言し、筆者に対する自らの脅迫行為があったことを議会で認めている。上記議会外及び議会内での一連の脅迫行為に対して、筆者は、令和3年12月7日損害賠償を請求する訴えを提起するとともに（北陸中日新聞令和3年12月12日12版26頁「輪島市副議長を金大教授が提訴「街宣車出す、と脅迫」」等参照）、令和4年1月21日に告訴状を提出した。なお、上記訴訟の答弁書において、被告は議会で「街宣車を出す」との発言を行ったことを否定していない。

ん。」と答え、この質問内容を否定していない<sup>13</sup>。

輪島市がなぜ、単なる任意団体にこのような圧力をかけなければいけなかったのか、そのことが議会における質問になるほど問題視されることになったのはなぜなのか。議会において脅迫行為を自認した発言を行った議員がいるのにも関わらず、議会及び市長、副市長らが静観している態度も含め、輪島市の抱える問題については、本論文の続編で明確にする予定である<sup>14</sup>。

## 6. 矛盾する朝市組合の現実効支配者の姿勢

### (1) 商標はとりたいが、法人設立はしない

上述したように、地域団体商標の取得のためには、対象の商標の使用を継続している者らで構成する法人を設立する必要がある。それにも関わらず、現在まで、法人設立に関する準備を一切行っておらず、そのために、商工会議所に泣きついた現実効支配者らの発言は矛盾している。平成31年の朝市組合通常総会において、当時の理事会が商標取得のための説明をした際、商標取得には反対していないとしながら、法人化には疑問を示し、一切理事会提案に代わり商標を取得するための対案を出さず、いまだに、何の準備もしていないことは、商標取得自体にまったく関心を持っていなかったことを示すものであり、商標取得に反対していないとする発言はこれらの行動と完全に矛盾している。

### (2) 商標をとって何がしたいのか

すでに触れたように、現在でも組合HPにおける組合長は、小林政則氏と

---

13 筆者は、久岡会頭も山下部長も直接存じ上げないが、同日の3者による会合では、なぜか、筆者も重要人物として名前を上げられている。この点についても、続編で詳しく検証することとする。

14 輪島市長の任期満了に伴う市長選が令和4年3月に予定されているが、同選挙に対して、本件で問題となった議会での発言当時、副市長を務めていた坂口茂氏が出馬を表明している。

表示されている。「輪島朝市」商標の取得が最も必要とされるのは、朝市の現場ではなく、ウェブ販売や外部での販売での他者使用の排除にある。

したがって、HPの整備やウェブ販売戦略の準備が商標取得と同時にに行われる必要があり、HPに無関心な現実効支配者らの行動からは、商標取得後の積極的利用の予定がまったくない状態であると評価するのが自然である。

また、輪島商工会議所による「輪島朝市」商標出願を了解する文書の日付が令和3年10月5日であり、輪島市朝市組合理事会と称する者らによる会合開催日及び組合員への説明文書の作成日が同8日であることからすると、輪島商工会議所による商標出願は、数日で準備されたことがうかがわれる。地域団体商標の出願では、周知性を証明する資料という、最も準備に時間を必要とする資料については追加提出が認められているので、これらは出願時にはほとんど用意されていなかったと推測される。すなわち、一般的な表現でいうと「大慌て」で、とにかく急いで出願したということになる。このような出願を認めた弁理士が実際にいるとすれば、専門家としての責任も問われることになろう。

上述のように、商標出願については、取得後の利用戦略の作成が不可欠であり、このことは、出願時に選択する商品及び役務区分の選択にも大きな影響を与える。

「輪島朝市」商標の出願者である輪島商工会議所及びこれを依頼した輪島市朝市組合の現実効支配者らは、これらの義務を果たしておらず、当然、法的責任を問われる覚悟を持っているものと思われる。

### (3) 組合員及び輪島市民の財産管理に無責任な姿勢

組合が商工会議所に依頼した商標出願では、出願費用だけで約100万円を負担することが明らかになった。パンデミックにより、朝市訪問客が大幅に減少している中で、組合員の財産を100万円使用することの意味を理解して

いるのであろうか<sup>15</sup>。通常、事業を行っている場合に、販売戦略として広告費に100万円かけるとすれば、これにより、3倍以上の効果が見込める、すなわち、300万円の利益が出る条件が必要とされる<sup>16</sup>。

ウェブ販売システムの構築及びそれに対応する朝市の近代化がすでに完了しており、商標出願により、効果的にそれら新システムを運用できるということであれば、商標出願費用を支出することも理解可能となるが、本来、このような重要事項は、商標出願前に十分に時間をかけて組合員に周知し、組合員間で議論する必要があるが、現在の実効支配者は、商標取得後に、組合

---

15 平成31年に、当時の理事が商標取得提案に併せ示した商標出願費用（予算）は特許印紙代のみである。これは、地域団体商標の周知性を示す資料等については、組合員が収集し、出願を弁理士に頼らず自行うことで費用を節約するとの方針に基づき示したものであり、事業者として極めて適切な提案であったと評価できる。さらに現在では、地域経済牽引事業として計画を作成し県に承認を受ければ、対象事業者の出願登録費用軽減措置により、これらの費用が半額となる（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条、[https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shutsugan-shien/kenin\\_sokushin.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shutsugan-shien/kenin_sokushin.html)参照）。輪島市商工会議所の出願登録費用は55万5400円とされているので、同軽減措置を利用すれば、27万7700円も節約できることになる。地域経済牽引事業には、「石川県全域の豊富な観光資源（歴史及び文化等の特徴ある資源）を活用した地域づくり」というカテゴリーもあるため、朝市は、十分にこの施策を利用可能であった。しかしながら、組合の現在の実効支配者らは、市からの補助金取得には積極的であるが、このような取組による経費節約には無関心である。ただし、任意団体のままでは地域団体商標の出願者となれないため、そもそも、法人化を拒否する現在の組合実効支配者らには、これら施策の利用可能性はないことになる。この点、これら施策の利用可能性を拒否してまで任意団体であることに固執する理由を知りたいと考えるのは、筆者だけではないと思われる。

16 朝市組合は、今年度、市から補助金を1,000万円受け、共同作業場の設置や駐車場の無料化の原資とした（北國新聞令和3年9月24日19面参照）。このような支出についても、朝市がボランティア活動団体ではなく、事業者集団であることから、同様の見識が厳しく問われる。なお、共同作業場設置場所は、組合の所有に係るものではなく、理事と称する者の所有にかかり、同使用料として毎月55,000円が支払われている。パンデミックの影響で朝市の売り上げが大きく減少する中で、年間66万円が自動的に支払われる状態は利益相反に該当するが、同決定は組合の総会に諮られたものではない。



員の意見を反映する体制を整えていくことを、11月中旬以降の説明会で検討するとしている。

報道によれば、商標出願費用の一部は市からの補助金をあてると考えているようだが、上記のように、商標活用の具体的方策がない状況で税金を当てにしている態度を輪島市民はどのようにとらえるのであろうか。

## 追記

その後、出願公開情報により、輪島商工会議所の出願内容が判明した。ここでは、「石川県輪島市で生産されたペット用ベッド」というような商品指定が行われている。「輪島朝市」という名称が著名であるのは、輪島市河井町で現に開かれている市場が有名なのであり、輪島市で生産されたものが輪島朝市という名称で売られているところにその理由があるわけではない。また、普通に考えた場合に、ペット用ベッドが輪島朝市で売られていることがすでに需要者の間に広く認識されているとは考えにくい。

商標出願を一度でも行ったことがある者であれば、このような商品指定については、特許庁の審査で認められる可能性がないことに気が付くのは明らかである。

現在まで、朝市という役務を中心とする業態に対して地域団体商標が認められた事例はないため、商品や役務の指定方法という観点からも本件は注目されよう。



資料 1

令和2年1月17日

輪島市朝市組合

組合長 小林 政 則 殿

輪島市経済団体協議会

会長 久 岡 政 治



申 入 書

千年の歴史を誇るといわれる輪島の朝市は、輪島市の観光ひいては地域経済全体にとって重要な財産です。

その朝市を運営する貴組合において一年近くにわたり組合員同士が争い、未だ収束の見通しがたっていないことを当協議会としても重大に受け止めています。

今月10日に輪島市観光協会がまとめた昨年の観光入り込み客数によっても朝市の集客力は如実な落ち込みを見せています。

これまで沈黙を守ってきた梶輪島市長も、輪島商工会議所の新年会で、貴組合の組合員に対する統制力に疑問を投げかけ、状況によっては次年度の道路の占有を許可しない可能性もあり得ることを示唆するに至りました。

当協議会も、市長と問題の深刻さに対する理解を共有するものです。

これまで貴組合の自治を尊重して参りましたが、既に単なる貴組合内部の問題に止まらず輪島市経済全体に影響を及ぼす段階に入っていることを指摘しなければなりません。

そこで、当協議会は貴組合に対して以下の申し入れをいたします。

記

- 1 次期通常総会に行われる予定の貴組合の役員選挙では、理事会が恣意的に候補者を選ぶことがないように、有効期間内に立候補届を提出した者全員が候補者として選挙されること
- 2 選挙の公正を期するために当協議会が指定する者の立ち会いを認めること

急のため申し添えますが、当協議会は貴組合の機関決定の是非に立ち入るものではありません。貴組合の運営が民主的な手段によって行われていることを客観的に明らかにするために上記申し入れをする次第です。

貴組合からの誠意ある回答をお待ちしております。

以上

## 資料2

輪島市経済団体協議会会長名による申入書（令和2年1月17日付け）に関する見解

金沢大学 法学系 教授  
博士（法学・東京大学・特別優秀賞）大友信秀  
輪島市朝市組合顧問

### 1. 本見解作成の目的

輪島市朝市組合長より、令和2年1月17日付けの「申入書」なる文書が輪島市経済団体協議会会長名で渡された旨報告があり、同文書の法的位置づけについて詳しく説明してほしいとの依頼があったため、以下に本文書の法的位置づけをその問題点を含め説明する。

### 2. 本文書の法的性質

本文書は、法的権利義務に一切かかわることのない申入書作成者からの一方的希望の表明である。そのため、法的には、組合が同文書に記載された要求を聞き入れる必要は全くない。

### 3. 本文書の問題点

#### (1) 作成者が不明である

本文書は、輪島市経済団体協議会会長名で作成されているが、同団体は、輪島漆器商工業組合、石川県漁業協同組合輪島支所、輪島市商店連盟、その他経済に関わる団体の協議会であるため、構成する各団体で正式な手続を経て作成されたものであるのか、会長個人の判断で作成されたものであるか不明である。

この点、作成者が会長個人であるか、正式な手続を経て各団体の合意の下作成されたものであるか確認が必要である。これに必要な本文書作成を決議した各構成団体の議事録の提出を求めるべきと料する。

#### (2) 事実誤認の点について

申入書には、「一年近くにわたり組合員同士が争い」となっているが、争っているのは、組合とすでに除名された元組合員であり、組合員同士ではない。本申入書の理由としている事実について、このような誤認があることから、本文書作成の真意が不明であり、この点について協議会会長の久岡氏に事実認識について正確に把握しているかどうか、理事会で聴取する必要があると料する。そのような機会が設けられるのであれば、顧問として同席する準備はある。

#### (3) 輪島市市長の発言の真偽確認の必要性

本文書では、「市長と問題の深刻さに対する理解を共有するものです。」としているが、市

長とはいかなる関係にあるのか文書自体からは不明である。また、輪島市長が「次年度の道路の占有を許可しないこともあり得ることを示唆するに至りました。」とあるが、通常警察が所管する道路使用許可の権限と同様、市道所有者として道路占有許可の権限を恣意的に運用することは許されず、具体的な道路利用状況での不法もしくは輪島市朝市組合という団体の非行が認められていない以上、外部の者が勝手にうわさ等のレベルで広めている内容に基づき市長がそのようなことを明確に発言することはあり得ない。この点について、市長がそのような発言をしたと記載することは市長に対して大変無礼で市長の信用を貶める発言であるため、念のため、そのような発言を輪島商工会議所の新年会で市長が行ったかどうか市に対して直接確認することが必要である。少なくとも正式に行ったという文書による回答がない限り、本申入書の記載内容を信じることはできない。

(4) 介入理由に論理的整合性及び合理的理由がないこと

申入書は、輪島市朝市組合の問題が輪島市経済全体に影響を及ぼす段階に入っているため、組合の自治に介入しなければならないとしている。しかし、介入すれば、輪島市経済全体の状況が上向くとの合理的な説明がまったくないため、介入の理由となっておらず、極端に言えば、たんなる言いがかりである。

朝市組合に責任を押し付ける前に輪島市における経済関係の最大団体である自らの経済活動に対する反省をすべきである。

(5) 申入内容が異常に詳細である点（裁判の相手方との関与の疑い）

申入書は、「有効期間内に立候補届を提出した者全員が候補者として選挙されること」と記しているが、ここには「立候補届」や「有効期間内」や「候補者として選挙」というように、詳細な内容が表れている。単なる外部者が申し入れをするのであれば、たとえば、「公正な選挙を行うように」というような抽象的な申し入れで十分である。このような具体的な申し入れ内容になっていることは、手続規定を読んだ上で何らかの意図の下に作成されたことを疑わざるを得ず、とりわけ、現在裁判で争っている相手方及び相手方代理人（弁護士）の関与を疑わざるを得ない。通常の抽象的内容の申し入れではなく、あえて、このような詳細な内容にした理由を明確に協議会会長に釈明させる必要がある。これについても、同席する準備はある。

(6) 「民主的な手段」を求めている姿勢にみられる矛盾

申入書には、「貴組合の運営が民主的な手段によって行われていることを客観的に明らかにするために上記申し入れをする次第です。」とある。

輪島市では、同市門前町への産業廃棄物処理施設建設が問題となった際、2017年2月19日に行われる住民投票に対して、建設推進の立場にあった梶市長が「投票に行かないのも一つ意思表示」であるとの考えを示し、住民投票不成立を狙って棄権を呼びかける運動を行

った動きに賛同する姿勢を示した。このような発言は、民主主義の実現のための住民投票を否定する行為であり、まさに、「民主的な手段」の否定であるが、当然、当時、輪島市経済団体協議会会長名での抗議が行われたものと想像する。

万が一、その当時、何らの行動も示さなかった団体が今になって、それよりもはるかに規模の小さい組合の問題に対して、このような申し入れをしているのだとすると、あえて二重基準を採用してまで組合の行為に介入しようとする特別な意図の存在を疑わざるを得ない。当時そのような抗議をしなかった明確な理由及び、今回あえて、それとは異なる行動をとった理由を明確に説明する責任があると考え。これについても協議会会長本人の聴取を行うべきと思料する。同じく、これについても同席して確認する準備はある。

さらに、本申入書の中で、梶市長が「組合の組合員に対する統制力について疑問を投げかけ」との記述があるが、組合は組合員により民主的に運営されている団体であり、一部の者がこれを統制するというような組織ではない。この言葉こそ、組合という団体を恣意的に一部の者が支配すべきと捉えている考えの現れであり、民主的という言葉とは相いれない内容である。このよに、本申入書は、前半と後半で矛盾する内容となっておりと言わざるを得ず、民主的という言葉を使用しながら、言っている内容はこれと真逆になっているともとらえることができるため、協議会会長に真意を尋ねる必要がある。

#### (7) 第三者の関与の疑い

本申入書には、「念のため申し添えますが、当協議会は貴組合の機関決定の是非に立ち入るものではありません。」とある。

このことは、「私的自治に立ち入らない。」もしくは、「団体（組織）の意思決定に立ち入らない。」との意味で使用されているものと思われる。これに対して、「機関決定」という言葉は日常的に使用する言葉でなく、特定の領域にいる者が好んで使用する言葉である。たとえば、斎藤一雄「ふみにじられた“機関決定”―“分裂原水禁”を労組の立場からみる」月刊社会党 76 号(1963、日本社会党中央本部機関紙局)に示されていることが如実に示している。

このようなことから、本申入書に元社会党員のように労働組合の活動に関与してきた者が関わっている可能性が高い。通常、経済団体は、労働組合とは異なる立場にある者の集合体であるのに対して、今回の書面がそうでない者が関与して作成されている可能性を示していることは興味深い。この点に関連し、本文書がそもそも誰によって作成されたものなのか、本文書の具体的作成者について把握する必要がある。これについても協議会会長に説明を求めなければならない。

#### 3. 今後の対応について

以上のように、本申入書には、内容及び作成の経緯について不明な点が多数見受けられるため、文書作成者（責任者）として記載されている協議会会長から、問題点すべてについて明確な説明を受ける必要がある。

このような対応がないまま、本申入書に記載された要望を受け入れることはかえって、不明確な内容に理事会が従ったということで組合員からの責任追及を受ける可能性が極めて高いものと思料する。